

令和8年4月1日から 一般廃棄物処理手数料が変わります

高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴い、「一般廃棄物処理手数料」が変わります。

今回の改定は、近年の物価高騰や人件費増などの社会状況の変化に鑑み、適正な受益者負担とするため、市全体で、使用料・手数料の見直しを行うこととしたものです。

皆様のご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

変更後の料金は、
下表のとおりです。



一般廃棄物処理手数料の変更(令和8年4月1日から)

環境維新・高知市
マスコットキャラクター「ケーちゃん」

1 各施設に持ち込みをする場合

| 種別 | 持込先 | 単位等 | 現在の料金 | 変更後の料金 |
|--------------------|------------------|--------------|--------|--------|
| 可燃ごみ(多量の一般廃棄物) | 高知市清掃工場 | 10キログラムまでごとに | 120円 | 130円 |
| 不燃ごみ(多量の一般廃棄物) | 高知市三里最終処分場 | 10キログラムまでごとに | 290円 | 430円 |
| プラスチック製容器包装・ペットボトル | 高知市菖蒲谷減容プラスチック工場 | 5キログラムまでごとに | 720円 | 900円 |
| 水銀含有廃棄物・電池類 | 高知市再生資源処理センター | 1個につき | 410円 | 500円 |
| 犬、猫等の死体 | 高知市清掃工場 | 1頭につき | 1,040円 | 1,200円 |

2 市が収集、運搬及び処分する場合

| 種別 | 単位 | 現在の料金 | 変更後の料金 |
|---------|-------|--------|--------|
| 犬、猫等の死体 | 1頭につき | 1,040円 | 1,200円 |

●一般廃棄物処理手数料とは

市民・事業者の皆様が本市の廃棄物処理施設に一般廃棄物を持ち込まれる場合や、市が収集、運搬及び処分する場合の手数料です。

